

倶楽部たより

2010.4

つるま法律倶楽部

第4回昭区平和美術展が開催されました。法律倶楽部の会員からも多くの出品があり、どれも力作でした。主催者の声と出品作品の一部をご紹介します。

(4月6日～11日 名古屋市博物館ギャラリーにて)



入り口



写真 安田吉雄



テーマデザイン
岡田眞治



油絵 池田輝嘉



油絵 武藤健吾



篆刻 長束有峰

昭区九条の会事務局 舟橋 勝

第4回昭区平和美術展は皆さまのおかげで成功裡に終わりました。

昭区平和美術展の基本姿勢は、①平和だからこそ美術が楽しめる。②すべての人に発表の場を提供しよう。のふたつです。

だから、テーマも定めません。出品作品も絵画、写真、工芸、書、陶芸、絵手紙など、何でもあります。出展にあたって審査もなく、出展料も赤字覚悟の一作品500円です。

美術展らしくない美術展とも言われますが、アンケートによれば「大変よかった」が71%と高い評価を得ています。また、著名な画家（国際美術審議会・無鑑査）からも「作品の技量が高い」との評価もありました。

来年は、あなたの出展をお待ちしております。

つるま法律倶楽部20年「新春のつどい」を開催しました。

安井典高弁護士を迎えて～ボサノヴァギターミニコンサート(1月23日ローズコートホテルにて)

弁護士 安井 典高



先日は新春の集いにご参加いただきありがとうございました。TSUNAMIのリードヴォーカルも、突然任されたわりにはなかなかうまく歌えていたのではないのでしょうか。パーティーの参加人数が100名にも達したことで、たくさんの人に支えられているということを実感するとともに、皆様のご期待に添えられるよう頑張ろうという決意を新たにしました。様々な事件を通じて研鑽を積んでいきたいと思っておりますので、何か困りごとがございましたら遠慮なさらずにご相談ください。



第1回 長寿社会必携『老人問題を考える』

～高齢者手助け法 助ける方も助けられる方も

弁護士 小島 高志

WHO（世界保健機構）では65歳以上を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者、85歳以上を末期高齢者とします。高齢者人口が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」です。日本の高齢者は年々増え続け、人口構成比20%を超えました(女性だけだと25%)。やがて老人は3800万人を超え、総人口比40%を超えると予測されます(総務省統計局)。人類史上経験のない時代、社会が急速に到来しています。

今回は主として法的側面から、現代社会はどのような課題を担ってゆくことになるのか、どう考えたらよいか、何が求められつつあるか等、諸相からアプローチしました。

- ◆やや否定的な老人観から、社会の中で権利を持って生きる老人観へ
 - 老人福祉法 ○各地、地方公共団体等の高齢者憲章
 - ◆膨大な老人関係法令群の生成
 - ◆高齢者の雇用、労働問題
 - 定年制 ○シルバー人材センター ○「老人は働くしか能がない」発言の意味
 - 高齢者による起業、社会活動
 - ◆高齢者の消費者被害
 - 被害頻発と背景 ○被害の高額化 ○予防法（周囲から、制度の利用から）
 - ◆高齢者の虐待
 - 高齢者虐待防止法 ①暴行 ②養護懈怠・ネグレクト ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待
 - 日常の自己反省
 - ◆高齢者の交通事故
 - 交通事故死老人の増加 ○加害老人は？ ○賠償問題
 - ◆住宅、都市問題
 - 老人の不慮の事故 ○老人世帯向け公営住宅建設 ○高齢者居住法 ○介護保険による住宅改造補助制度その他の助成制度 ○ハートビル法 ○交通バリアフリー法
 - ◆生活支援、介護
 - 認知レベル判断法 ○諸サービス需要 ○住民参加型在宅福祉サービス ○地域福祉権利事業
 - 老人ホームを巡るトラブル、運営指導指針 ○介護情報公開制度
 - リバースモーゲージ ○生き甲斐活動（「老人は遊ばせておけばよい」ではない）
 - ◆年金・生活保護、医療
 - 年金格差の顕在化 ○生活保護に頼る老後
 - ◆高齢者の財産管理
 - 財産管理契約 ○障害者・高齢者権利擁護センター
 - 成年後見 ○任意後見
 - ◆相続と遺言
 - ◆葬儀、法事、お墓
 - 葬儀、法事は誰のもの ○死後の自己決定権
 - 身元不明、独居老人の場合
- 親族や地域の老人問題に取り組む参考になったでしょうか。さらにご意見もいただき、皆さんと議論を深められればと思います。



第2回 「悪徳商法にだまされるな」

～身近な消費者法をあなたの味方に！

弁護士 安井 典高

- 1 近年、悪徳商法は口を巧妙化させ被害も一向に減少しません。特に最近は、高齢者のお金、健康、孤独等の不安につけこみ、高齢者の被害が増大しています。

具体的には、健康器具の訪問販売、業者が1人暮らしの高齢者の自宅を訪れて不必要なりフォーム工事を次々と契約させる、未公開株等の利殖商法が目立っています。

- 2 カモリスト

悪徳商法被害にあう人は複数回被害にあっている人が多いです。これは、悪徳業者と契約すると「カモ」としてリストに載り、この「カモリスト」が悪徳業者間で流通し、悪徳業者が次々にやって来るからです。契約にまで至らなくても悪徳業者の話をゆっくり聞いたりすると、もうすこしで契約できる可能性があるとしてやはりカモリストに載る可能性があります。いらぬ物はいらぬと、きっぱりと断るようにしましょう。

- 3 クーリングオフ

訪問販売、電話勧誘販売により契約をしてしまった場合には、業者が法定書面を交付した日から8日以内に書面で通知すれば、契約を無条件で解除できます（特定商取引法9条、24条）。

法定書面交付日から8日であり契約日から8日ではありません。法定書面に記載すべき事項は、事業者の氏名連絡先、担当者の氏名、契約日又は申込日、商品名、商標、製造者名、商品の形式種類、数量、価格、支払時期、商品引渡時期、クーリングオフができること等、厳格に法定されており、不備があれば法定書面を交付したことになりません。この場合、いつまでもクーリングオフが可能です。そもそも法定書面が渡されていなければ、やはりいつまでもクーリングオフが可能です。

悪徳業者は、法定書面を渡さないか、記載事項に何らかの不備があることが大半ですので、遠慮しないでクーリングオフしましょう。

- 4 未公開株詐欺

最近、未公開株を用いた詐欺商法が急増しています。「近々上場し株価が3倍になる」「上場後買い取ってくれる人がいる」という話を悪徳業者はもちかけてきます。

しかし、世の中にそんなうまい話があるわけがありません。そんなにもうかるなら自分で買えばいいのですから。

未公開株の売買を持ちかけてくる業者は、まず間違いなく無登録業者であり、無登録業者による売買は金融商品取引法に違反します。また、証券業協会の自主規制により未公開株の仲介はほとんど行われておりません。

未公開株の売買をもちかけられた場合、それは詐欺と思っ



てまず間違いありません。欲に目がくらんで大事なお金を失わないようにしましょう。

春の連続法律講座を終えて

事務所の模様替えを機に、事務所内で3回連続の法律講座を開催しました。アットホームな雰囲気の中、どのテーマも他人事ではなくみなさん熱心に聴いてくださいました。質問も実生活に即した内容が多かったと思います。

「初めて参加しました。」と仰る長年の会員もおられました。

3回皆勤された会員のこえ、次回への要望では、弁護士が実際に扱った事件の報告を聞きたい。講座のような事件に遭遇したとき、弁護士費用は幾らかかるのか？ 事件終了までにかかる年月は？ など弁護士業務に一步踏み込んだところまで教えてほしかった。との感想も寄せられました。

以降企画の参考にさせていただきます。ありがとうございました。（事務局）

尚、当日のレジュメや資料をご希望の方は、事務局までご連絡ください。

第3回 「加害者と被害者の交通事故」

～交通事故にあったら、起こしてしまったら

弁護士 小野万里子

○はじめに

車社会の現代においては、誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなる可能性があります。そこでは、民事(賠償)、刑事(禁固、懲役、罰金)、行政(免許取消など)の各分野にわたっての法律問題が発生します。法律の大枠を理解し、交通事故に遭遇したときから最終解決まで、正しく冷静に行動することが求められるのです。

○事故現場にて

(1) 加害者

- ① 停車し事故状況確認 ② 負傷者救護 ③ 道路上危険物の除去
- ④ 警察への報告・・・以上は違反すると刑罰が科せられる

(2) 被害者

- ① 加害者の確認(免許証、住所氏名、ナンバーなど)
 - ② 警察への報告(これがないと保険上の諸給付が受けられない)
- *被害者、加害者とも、現場での安易な示談はしないこと。



○免許停止・取消と反則金

(1) 免許停止・取消(点数制度)

交通違反や交通事故に一定の点数をつけて、過去3年間の累積点数等により免許停止・取消が行われる。点数の累積方法には複雑なものもあるので、現在の自分の正確な点数を知りたい人は自動車安全運転センターへ問合せを。

(2) 反則金

比較的軽微な交通違反に適用され(酒酔いや、速度40キロ超などは×)、これをおさめれば刑事罰なしとなる。悪質な不払い者には強制執行がなされることもある。

○刑事責任

(1) 刑法違反～自動車運転過失致死傷罪(懲役7年以下)、危険運転致死罪(最高20年までありうる)

(2) 道交法違反～酒酔い運転(5年以下)、無免許運転(1年以下)ほか

*警察官誘導のまま「ハイ、ハイ」は禁物。ここでもえん罪は待っている。

○民事責任(損害賠償をめぐる諸問題)

(1) 賠償の算式 → 全損害額×過失割合

(2) 全損害額とは?

治療費、交通費、休業補償、傷害慰謝料、各種物損(車両修理代など)、後遺障害(慰謝料、逸失利益)など

(3) 休業補償の算定の仕方は?

前年度収入÷365×休業日数

*事業者、失業者などの収入認定が問題となることが多い。

(4) 傷害慰謝料額

傷害の程度、入院期間と頻度等を基礎に算定される。

(5) 後遺障害について

- ・等級認定制度 1級から14級まで
- ・後遺症慰謝料が、上記等級により定められる。
- ・後遺症逸失利益

基礎収入×労働能力喪失率×喪失期間ラブリッツ係数

(6) 物損をめぐる諸問題

- ・修理費の上限・・・原則として、車両の市場価格を上限とする。
- ・代車使用料・・・修理に必要な相当期間に認められる。
- ・評価損(格落ち)・・・新しい車両だと認められやすい。

(7) 過失割合

被害者側の過失割合に応じて損害賠償額が減額される。

過失割合については、各事故形態ごとに細かく定められた算定基準があり、実務はこれに従っている。算定基準については、東京地裁交通事故研究会版(赤本)、日弁連交通事故センター版(青本)などが公表されている。

行事予告 長崎平和ツアー

6月5日～7日、2泊3日「長崎平和ツアー」を行います。長崎市内だけではなく、佐世保や風光明媚な「外海」も巡ります。既に定員に達しておりますが、興味のある方は事務局までお問い合わせください。

秋には日帰りバスツアーの企画も予定しております。ご意見をお寄せください。

つるま法律倶楽部会員無料法律相談

◎相談受付 土・日・祝を除く、10時から17時

(事前に電話予約をしてください。弁護士の日程によりすぐにご相談をお受けできない場合がございますので、ご了承下さい。時間外の相談については、予約の際にお尋ね下さい。)

◎電話相談 簡単に短時間の相談は電話も可

※鶴舞総合法律事務所は第1・第3土曜日の法律相談を始めました。

低山歩こう会

3月28日 東海自然歩道「犬山・可児鳩吹山コース」に行ってきました。参加者21名、久しぶりに公共交通機関利用の電車旅。ゴールでは可憐なカタクリの花と桜が私たちを出迎え、山歩きでの疲れが吹っ飛びました。

*四季折々のハイキングを楽しんでいます。無理なく自然を楽しみたい方、是非ご参加ください。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度分会費未納の方には振込用紙を同封しております。年会費3000円を納入いただけますようお願い申し上げます。

つるま法律倶楽部は、郵便局通帳からの自動引き落としを行っています。手数料、事務量の軽減に繋がりますので、ぜひご利用ください。6月度から新年度になります。退会を希望される方、住所変更の方は、ご連絡ください。

お願い

「名張毒ぶどう酒事件」奥西勝さんの一刻も早い再審開始決定を！
事件発生から半世紀以上が経過しています。すでに84歳の奥西勝さんが一日も早く釈放されますように、署名にご協力ください。

署名は【送付先】または当事務所までお届けいただけますようお願い申し上げます。

世話人会は奇数月の第2火曜日です。次回は、5月11日(火)18:30から鶴舞総合法律事務所にて行います。ミニ法律講座や懇親会もあり、どなたでも参加いただけます。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851